

第5章 資源循環型社会の構築

第1節 第二次えひめ循環型社会推進計画

1 計画策定の趣旨

20世紀における「大量生産、大量消費、大量廃棄」の一方通行型経済システムは、廃棄物最終処分場の残余容量の逼迫を招くとともに、環境破壊や資源の枯渇といった問題を深刻化させてきた。

このため、県では、廃棄物の減量・リサイクルや適正処理を進めることにより、資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、本県独自の循環型社会を構築することを目的として、平成12年3月に「えひめ循環型社会推進計画」（計画期間；平成12～16年度）を策定し、計画に基づく各種施策を推進してきた。

さらに、同計画の期間満了に伴い、よりレベルの高い循環型社会に向かうための“戦略プログラム”として、平成17年3月に「第二次えひめ循環型社会推進計画」を策定し、引き続き幅広い施策の展開に努めることとした。

2 計画の目標年次

平成22年度（西暦2010年度）

3 基本方針

第1 発生抑制（Reduce）

製品設計における配慮、製造工程の見直し、過剰包装の抑制、製品の長寿命化、修理・修繕、性能・機能の向上の促進などによって、発生する不用物の量を抑制

第2 再使用（Reuse）

製品・部品のリユース、容器の繰り返し利用などによって、発生する廃棄物の量を抑制

第3 再資源化（Recycle）

使用済製品や生産に伴う副産物として排出されたものを、原材料又はエネルギーとして利用し、最終処分量を削減

第4 適正処理（Proper Disposal）

廃棄物の処理に伴う環境への影響を最小限に抑制するとともに、不法投棄を根絶

4 計画の目標

(1) 廃棄物の減量化・リサイクル

一般廃棄物

項目	平成22年度目標
年間排出量	53万8千トン
一人1日当たり排出量	1,018グラム
リサイクル率	22.0%
年間最終処分量	8万5千トン

(2) グリーン購入の推進

すべての市町が組織的にグリーン購入を実施するとともに、県内事業所においても、積極的にグリーン購入を実施するよう努める。

5 各主体の果たすべき役割

(1) 県民 = 循環型社会をかたちづくる主役

- ・ごみを出さないライフスタイルの実践
- ・グリーン製品・サービスの選択
- ・分別回収や拠点回収など、リサイクルシステムへの積極的な協力
- ・環境教育、環境保全活動への参加・協力

(2) NPO = 県民・企業等の環境保全活動のつなぎ手

- ・3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再資源化）の推進や県民のライフスタイル見直し支援
- ・環境教育・環境学習や啓発活動の実践

(3) 事業者 = 環境への配慮、排出者責任・拡大生産者責任を踏まえた事業活動

- ・廃棄物を出さない事業活動の実践
- ・リサイクルに配慮した製品の製造・販売
- ・廃棄物再資源化の推進
- ・グリーン購入、グリーン調達の実践
- ・自ら排出した廃棄物の適正処理の実施
- ・環境報告書などによる消費者への情報提供

(4) 行政 = 各主体の取組み支援、コーディネーター

- ・情報の提供、普及啓発の推進
- ・グリーン購入や環境管理システムの導入などの率先垂範
- ・循環型社会構築のための計画の策定
- ・不適正処理に対する監視・規制の強化
- ・廃棄物処理施設など公共的施設の整備

6 施策の方向と重点施策

(1) 環境意識の高揚

- ・小学生を対象とした実践講座の開催
- ・実践活動事例やアイデアの募集・顕彰
- ・消費者の意識・行動の転換誘導
- ・「えひめの循環型社会づくり」ホームページの充実

(2) 多様なリサイクルシステムの定着促進

- ・エコ・コミュニティの創出
- ・旅館・ホテル等から出る生ごみの回収・利用システムの整備
- ・農業用廃プラスチックのリサイクル推進

- ・ 分別収集基準や有料化のあり方の研究
 - ・ 市町村合併を踏まえた減量化・リサイクルの推進
- (3) 環境ビジネス支援制度の拡充
- ・ 資源循環利用を促進するための交流会の設置
 - ・ えひめエコランド構想の推進
 - ・ 広域連携によるリサイクル事業の推進
 - ・ 資源循環優良モデル認定制度の充実
 - ・ 製紙汚泥の有効利用の推進
 - ・ バイオマス利活用の推進
 - ・ 試験研究機関における研究開発及び相談・支援
 - ・ 廃棄物の発生抑制に関する技術開発の支援
 - ・ 環境報告書の作成支援
- (4) 環境優先行政の実践
- ・ 県・市町における環境配慮活動の促進
 - ・ 環境配慮型イベント開催指針の作成
 - ・ 環境配慮型事業所等の優先活用

7 推進体制と評価システム

「えひめ循環型社会推進会議」を活用し、県内各界各層の実践活動の活発化及び普及・定着に努めるとともに、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」において進行管理と評価を行う。

第2節 愛媛県廃棄物処理計画

1 計画策定の趣旨

近年の大量生産、大量消費、大量投棄型の社会システムは、様々な環境問題を引き起こし、私たちの生活に関わりの深い廃棄物処理においても、廃棄物の排出量の増加や多様化、不法投棄の増大、廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の発生など、様々な廃棄物問題を生じさせた。

このため、国においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の数次にわたる改正による規制の強化やリサイクル関連法の制定などの対応を推進しており、本県においても、廃棄物処理問題に適切に対処するため、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、「愛媛県廃棄物処理計画」を策定した。

なお、この計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間としている。

2 廃棄物の減量化目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

本県の平成16年度における一般廃棄物（ごみ）排出量は610千tであり、平成12年度をピークに減少傾向にあり、再生利用率は上昇傾向、最終処分量は減少傾向にあるが、循環型社会を実現していくためには、この傾向を一層確かなものとし、進展させることが重要となる。

このため、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえ、本県の平成22年度における一般廃棄物（ごみ）の減量化目標値を表1-5-4のとおり定めた。

表1-5-4 一般廃棄物（ごみ）減量化目標値 (千t/年)

	平成11年度	平成16年度	平成22年度
排出量	621	610	538
再生利用量	79	97	118
	12.6%	15.6%	22.0%
中間処理による減量	416	408	335
	67.0%	66.8%	62.3%
最終処分量	127	106	85
	20.4%	17.3%	15.8%

注 「排出量」は集団回収量を含んでいないため、合計は一致しない。

県民1人1日当たりでは

(g/人・日)

	平成11年度	平成16年度	平成22年度
排出量	1,119	1,116	1,018
再生利用量	142	177	224
	12.6%	15.6%	22.0%
中間処理による減量	750	746	631
	67.0%	66.8%	62.3%
最終処分量	228	193	163
	20.4%	17.3%	15.8%

現状のままでは...

(千t/年)

		平成11年度	平成16年度	平成22年度
排出量	千t/年	621	610	559
	g/人・日	1,119	1,116	1,050
再生利用量	千t/年	79	97	89
	g/人・日	142	177	167
	割合	12.6%	15.6%	15.6%

中間処理による減量	千 t /年	416	408	374
	g/人・日	750	746	702
	割合	67.0%	66.8%	66.8%
最終処分量	千 t /年	127	106	97
	g/人・日	228	193	182
	割合	20.4%	17.3%	17.3%

注 「排出量」は集団回収量を含んでいないため、合計は一致しない。

(2) 産業廃棄物の減量化目標

本県の平成16年度における産業廃棄物排出量は9,514千 t であり、平成11年度と比較すると162千 t 減少しており、中間処理による減量化率は上昇傾向、最終処分量は減少傾向にあるが、環境負荷の軽減ひいては循環型社会形成のためには、排出抑制や減量化・リサイクルをさらに推進する必要がある。

このため、廃棄物処理法に基づく国の基本方針の平成22年度の目標値を踏まえ、本県の平成22年度における産業廃棄物の減量化目標値を表1-5-5のとおり定めた。

表1-5-5 産業廃棄物減量化目標値 (千 t /年)

	平成11年度	平成16年度	平成22年度
排出量	9,676	9,514	9,147
再生利用量	2,576	2,468	3,059
	26.6%	25.9%	33.4%
中間処理による減量	5,763	6,012	5,483
	59.6%	63.2%	59.9%
最終処分量	1,276	1,034	606
	13.2%	10.9%	6.6%

注 その他量を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

現状のままでは... (千 t /年)

	平成11年度	平成16年度	平成22年度
排出量	9,676	9,514	9,670
再生利用量	2,576	2,468	2,539
	26.6%	25.9%	26.3%
中間処理による減量	5,763	6,012	6,145
	59.6%	63.2%	63.5%
最終処分量	1,276	1,034	986
	13.2%	10.9%	10.2%

注 その他量を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

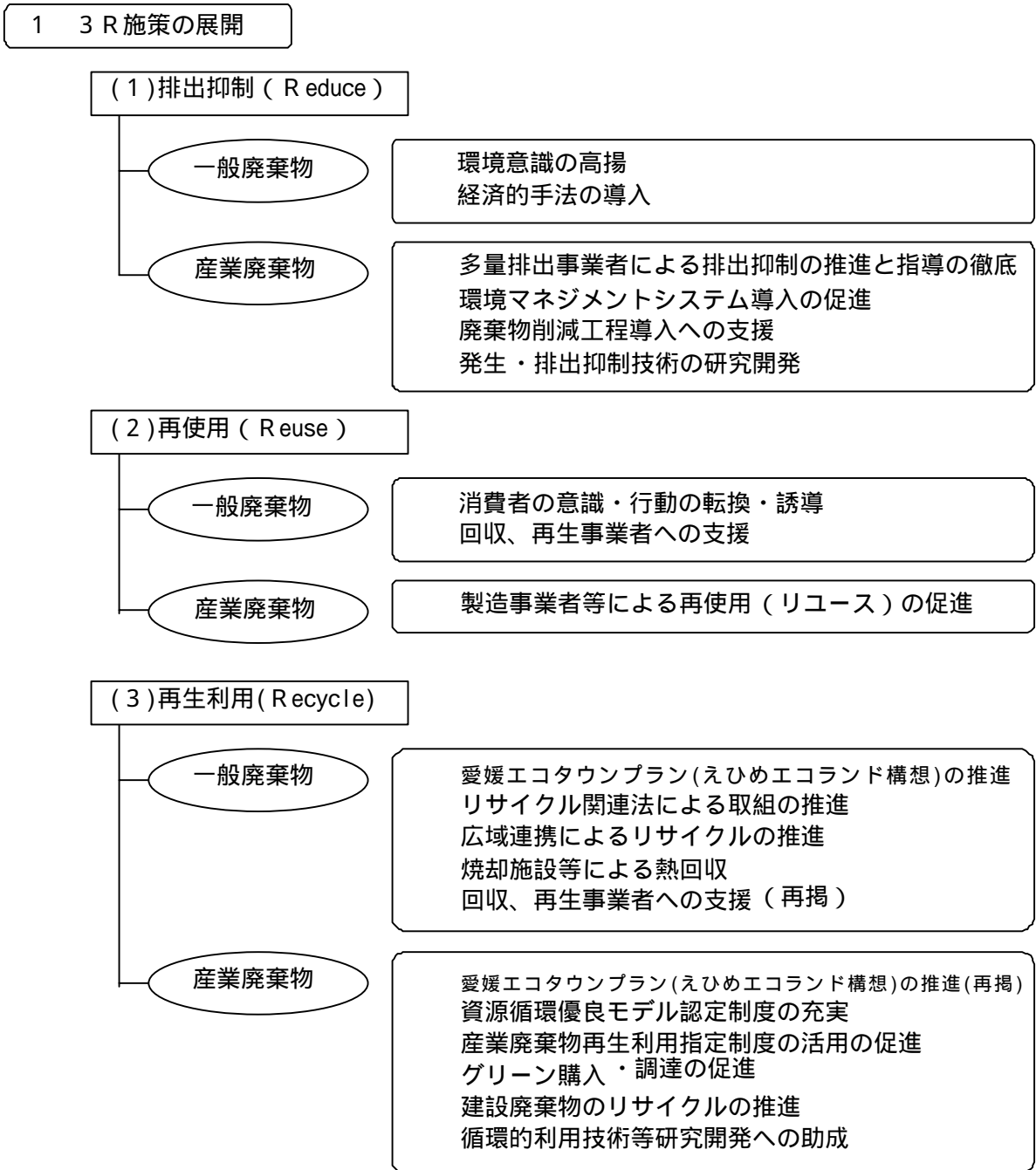
3 廃棄物処理に関する基本方針と主要施策

(1) 基本方針と主要施策の体系

廃棄物処理については、まず発生・排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては、環境負荷の低減に配慮しつつ再使用、リサイクル、熱回収の順に循環的利用を徹底し、循環的利用ができないものについては、適正に処分することが基本的な方向となることから、本県の廃棄物処理に関する基本方針と主要施策を次のように定めた。

【基本方針】

【主要施策】



2 適正処理の確保

(1) 適正処理の確保と不適正処理の防止

一般廃棄物

適正な処理施設の整備促進
ダイオキシン類の恒久対策の実施
ごみ処理広域化計画の推進
不法投棄の防止

産業廃棄物

監視指導体制の拡充・強化
不適正処理防止対策の強化
現職警察官等による監視指導の強化
不法投棄未然防止システムの導入による監視の強化
不適正処理の防止
マニフェスト使用による適正処理の徹底
適正処理に関する講習会等の実施
土砂埋立て等規制条例の厳正な運用
優良な処理業者の育成
処理業者の優良性の判断に係る評価制度の導入
優良産業廃棄物処理業者の育成・支援
産業廃棄物処理業者情報検索システムの活用
有害物質対策
ダイオキシン類の恒久対策の実施
PCB 廃棄物の適正処理の推進
アスベスト廃棄物の適正処理の推進

(2) 適正な処理施設の確保

一般廃棄物

県民の信頼性の確保
直接埋立物の中間処理の実施
最終処分場の延命対策の推進
ごみ処理広域化計画の推進（再掲）
し尿処理施設の整備

産業廃棄物

民間事業者による処理施設整備の促進
融資制度等の充実と活用の促進
公共関与による処理施設整備の促進
廃棄物処理センターによる処理事業の推進

3 産業廃棄物税の導入・活用

- (1) 本県で多量に発生する焼却灰等産業廃棄物の減量・有効利用に関する研究・開発の推進又は助成
- (2) いわゆるエコタウン事業など環境ビジネスの振興
- (3) 優良な処理業者の育成
- (4) 監視指導体制の拡充・強化

4 情報公開と廃棄物処理に関する理解促進

4 県民、事業者、処理業者、市町及び県の役割

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環型利用を促進するためには、県民、事業者、処理業者及び行政が適切な役割分担の下、積極的な取組を図ることが重要である。

県 民

- ・ごみを出さないライフスタイルの実践
- ・グリーン製品・サービスの選択
- ・分別回収などのリサイクルシステムへの積極的な協力
- ・環境教育、環境保全活動への参加・協力

事 業 者

- ・廃棄物を出さない事業活動
- ・発生抑制・リサイクルに配慮した製品の製造・販売
- ・廃棄物再資源化の促進
- ・グリーン購入・調達の実践
- ・廃棄物の適正処理の実施
- ・消費者への情報提供
- ・マニフェスト使用の徹底
- ・処理施設の安定的確保
- ・行政施策への協力

処理業者

- ・適正な契約及び適正処理の遂行
- ・処理施設の安定的確保と維持管理の徹底
- ・資質の向上
- ・減量化・リサイクルの推進
- ・計画的な事業経営
- ・行政施策への協力

市 町

- ・発生抑制と再使用の推進
- ・3Rの推進と適正処理のための施設整備
- ・情報の提供、普及啓発の推進
- ・グリーン購入・調達を含む循環型利用促進のための取組の実践
- ・一般廃棄物と産業廃棄物の併せ処理の検討
- ・不法投棄防止対策
- ・県の行政施策への協力

県

- ・ 処理計画の策定と推進
- ・ 情報の提供、普及啓発の推進
- ・ 事業者及び処理業者に対する指導
- ・ グリーン購入・調達を含むリサイクル促進
- ・ 不適正処理に対する監視・規制の強化
- ・ 公共関与による処理事業の推進
- ・ 情報公開と普及啓発
- ・ 事業者及び処理業者の資質の向上
- ・ 公的融資制度の活用
- ・ ごみ処理広域化の支援